

私立大学等の振興に関する検討会議(第5回)

私立短期大学の振興について

平成28年7月14日

学校法人 第二麻生学園
山口短期大学 理事長・学長
(日本私立短期大学協会 副会長)

麻生隆史

短期大学制度

○短期大学制度発足(S25年)の趣旨

「実際的な専門職業に重きを置く大学教育」

「良き社会人を育成」

「一般教育と職業に必須な専門教育」

「大学教育の普及と成人教育の充実」

アメリカの
CCがモデル

○短期大学制度の恒久化(S39年)

学校教育法第108条

「(大学の目的に代えて)、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」「修業年限を2年又は3年とする」「学科を置く」「夜間、通信の学科を置くことができる」「大学に編入学することができる」

○学位授与機関の認定(H17年)

中教審「将来像答申」により短期大学士の学位授与

短期大学の歩み

- 高度成長期には女子に適した大学として発展
高等教育の普及に貢献
- 学生数のピークは、平成5年の53万人
昭和35年から平成7年まで高等教育機関入学者の約2割は短大生
- 90年代半ば以後の18歳人口の減少
- 女子の四年制大志向
- 一般事務職の採用減と非正規雇用化等が進む
 - 最大598校(H8年)あった短大
 - 209校が四年制大学へ改組転換
 - 83校は募集停止（～H27年度）

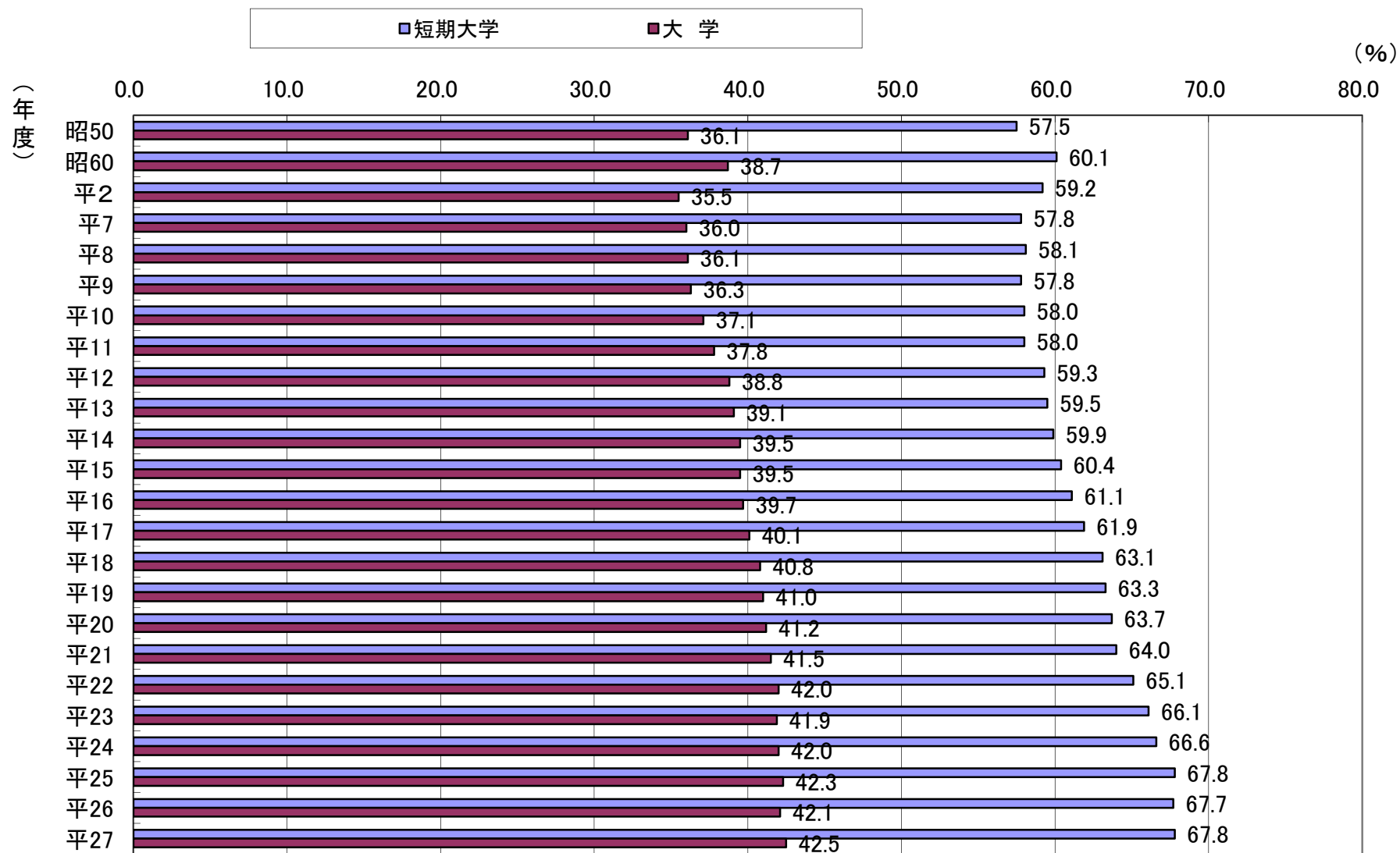
短期大学の特色

二年制・三年制の大学→短期大学

- 教養教育・職業教育の適度なバランス
- 四年制大学への編入
- 私立の短期大学が多い(公立18校・私立328校)
- 自己点検・評価
- 機関別認証評価(教育の質保証)
- 学位授与機関(短期大学士)

- 全国に点在・中小都市にも多い
- 地域からの入学者・地域での就職者が多い(約7割)
- 女子の短期の高等教育機関として貢献(約9割)
- 修業期間が短期のため学費負担が低廉
- 地域の活性化のために積極的に地域貢献
- 免許・資格を有する専門職業人養成(例:幼稚園教諭・保育士)

短期大学・四年制大学の自県内入学率の推移

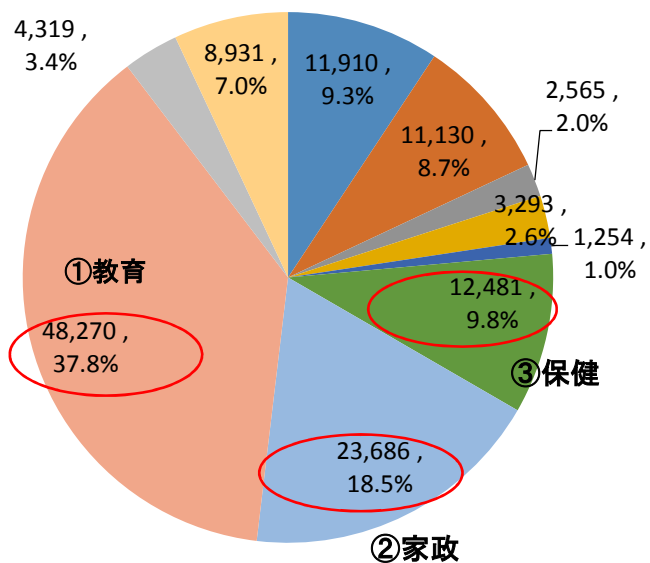


(出典:「学校基本統計」)

短期大学・4年制大学・専門学校分野別学生数

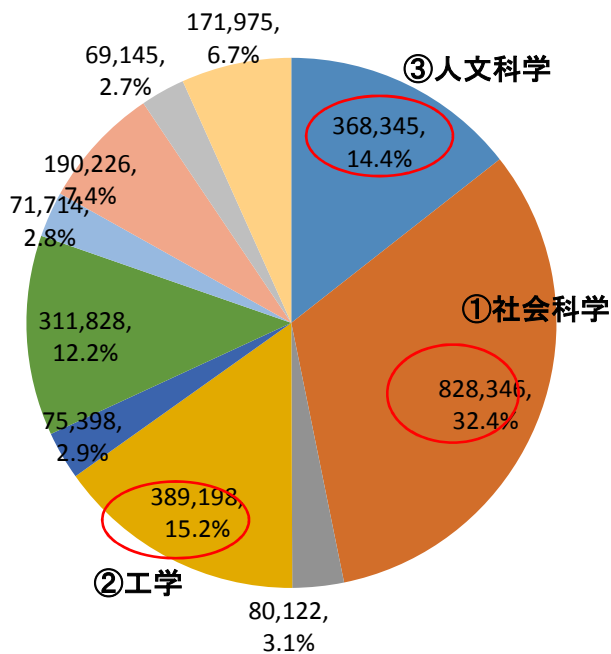
単位:人, %

◆短期大学



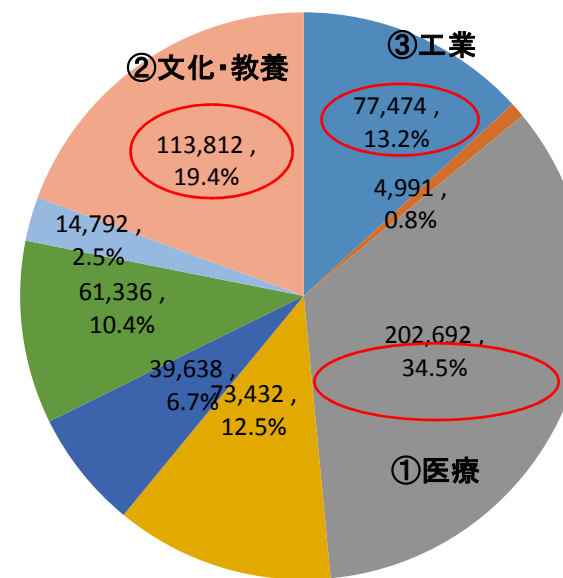
- 人文
- 農業
- 芸術
- 社会
- 保健
- その他
- 教養
- 家政
- 教育

◆4年制大学



- 人文科学
- 工学
- 家政
- その他
- 社会科学
- 農学
- 教育
- 理学
- 保健
- 芸術

◆専門学校



- 工業
- 医療
- 教育・社会福祉
- 服飾・家政
- 農業
- 衛生
- 商業実務
- 文化・教養

(出典:「平成27年度 学校基本統計」)

学生生活費の比較(H24年の例)



居住形態別地域別学生生活費 年間 万円

居住形態	地域	短大 学科生 昼	四大 学部生 昼
自宅	東京圏	164.0	181.5
	京阪神	162.5	168.7
	その他	147.6	154.0
下宿・アパート	東京圏	234.4	253.3
	京阪神	204.0	226.9
	その他	186.9	199.0

短期大学の地域性と就職

- 67. 8%の自県内入学率
地方においては特に自県内入学率が高い傾向
- 74. 4%の自県内就職率
- 61. 1%の専攻分野を活かした専門・技術的職業従事者の就職率

(幼稚園教諭 小学校教諭 中学校教諭 司書
保育士 栄養士 調理師 製菓衛生師 看護師
美容師 介護福祉士 歯科衛生士 歯科技工士
臨床検査技師 理学療法士 自動車整備士等)

地方創生・地域活性化と私立短期大学

私立短期大学は全国に点在する地域密着型の短期の大学
地域の高等教育機関として、地域貢献への取り組みが盛ん

それぞれの理念(建学の精神)や教育目標に基づき各校が地域の住民や企業等との交流が活発

さらに近年では地方公共団体等と協力し地方創生や地域の活性化に取り組んでいる

短期大学には、地域貢献に適した大学の適正な規模と、積極的な学生や教職員がおり、校地・校舎・図書館等の物的資源も十分に整備されている

今後もより積極的な地域貢献により、それが地方創生・地域の活性化の基盤的存在になり、さらに地域に愛される高等教育機関になる



若者の地域定着へ

短期大学の現状(H27年度学校基本調査等)

- 短期大学数・学生数の減少は止まらず、学生数は最盛期の3割以下(121,091人)に激減
- 公的セクターはわずか(国立0・公立18)、日本の短期大学の9割以上は、私学(328校)
- 入学定員500人未満が97%、入学定員100人未満42校で、小規模校が大半
- 教育分野の学生が約4割、幼稚園教諭・保育士の養成
- 收容定員充足率91.92%
- 61%は定員未充足
- 帰属収支差額がマイナスの短期大学は56.2%

短期大学の学生と教育

- 貸与型の奨学金で授業料、アルバイトで生活費(交通費 通信費 教材・実習費 交際費等)を工面する等経済状況の厳しい家庭からの進学者の増加
- 短期大学での円滑な学びには「基礎学力の伸長」と「職業意識の育成」が必要、そのための「高大接続教育」と「入学直後の導入教育」に関する工夫が課題
- 家庭学習時間が限られる短大生には、教育力のある教員による密度の濃い授業展開が必須
- 人格形成や就職支援に対する卒業生の評価は高いが、長期的な効果が重要

短期大学の質保証

○短期大学の機関別認証評価

・「文部科学大臣による設置認可後又は評価を受けた翌年度から**7年以内**ごとに**認証評価機関**による**第三者評価**を受けなければならない」と規定(学校教育法百九条・平成16年から義務化)

・短期大学の機関別認証評価機関

大学改革支援・学位授与機構(短期大学評価は～平成23年度)

大学基準協会

高等教育評価機構

短期大学基準協会

多くの私立短期大学が**短期大学基準協会**の認証評価を受けている

○自己点検・評価「内部質保証」(義務)

○教育情報・財務情報の公開(義務)

○三つのポリシー、FD・SD活動(H29年度義務)

○大学ポータルレート(任意)

短期大学の役割と必要性

「高等教育を希望する人」や「高等教育が必要な人」が、
アクセスしやすい高等教育機関
「自宅から近い大学で学び、卒業後は地元での就職」を目指す人を
地域の中堅人材に育てる高等教育機関



全ての人に高等教育が必要という世界的な潮流
わが国の公的な短期の高等教育機関の衰退



小規模で経営困難な
地方の私立短期大学は
本当に必要ないのか？

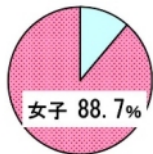
地域貢献と教育の機会均等の実現

～ 私立短期大学 ～

平成28年6月版

◇ 短期大学は全国に幅広く分布し、その9割は私立短期大学

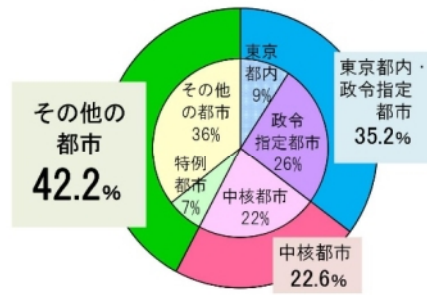
■ 女子の短期高等教育機関として貢献



	公立	私立
学校数	18校	328校
学生数(本科)	6,745人	121,091人
		女子学生数(内数)
		107,656人

出典:平成27年度学校基本調査

【私立短期大学所在都市規模別分布】



平成28年度日本私立短期大学協会調べ

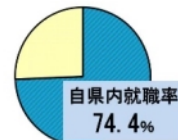
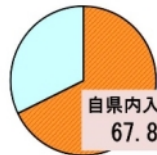
- 大都市以外の地方中小都市にも多く設置されている
- 短期大学卒業生には、短期大学士の学位が授与される
- 第三者評価機関により、教育の質が保証されている
- 短期大学卒業生は四年制大学への編入学ができる

◇ 地域に根ざした身近な高等教育機関

■ 自県内入学率および自県内就職率のいずれも高く、地元志向



- 自宅通学が可能
- 修業期間が短期のため、学費負担が低廉
- 地元企業等への就職を意識したキャリア教育や進路指導



出典:平成27年度学校基本調査

平成27年度日本私立短期大学協会調査

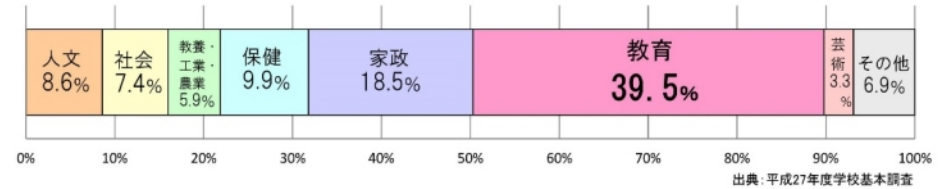
◇ 地域コミュニティとしての役割

- 地域のニーズに対応した生涯学習プログラムの実施
- 資格取得やキャリアアップを目指す、社会人の学び直しプログラムの提供

◇ 多様な人材を養成し、社会の広い分野で活躍

- 教養教育と専門教育の適度なバランスがとれた教育課程
- 少人数制のきめ細かい学生支援
- 幼稚園教諭・保育士等を養成する教育分野で学ぶ学生が約4割を占める

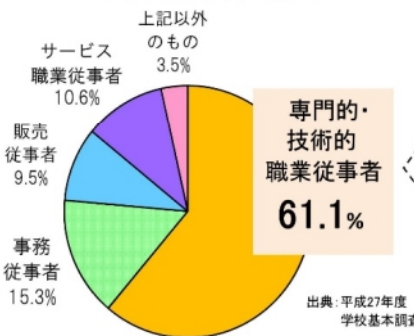
【分野別学生数の割合】



出典:平成27年度学校基本調査

- 6割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者として、幅広い分野で活躍
- 一般企業への就職も多く、事務職や営業職等、多彩な職種に就いている

【職業別就職者の割合】



出典:平成27年度学校基本調査

《専門的・技術的職業従事者》

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、司書、保育士、栄養士、調理師、製菓衛生士、看護師、美容師、介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、診療放射線技師、自動車整備士等

◇ 公的支援の必要性

- 広く高等教育の機会を提供し、地域社会に貢献
- 生涯学習の要請の高まりへの対応
- 小規模校が多く、財政的に厳しい環境
- 特色を活かした教育の維持向上



私学助成等の公的支援の充実が不可欠

地域の高等教育の灯を消さない！
すべての国民に高等教育の機会を与える！
教育による地域貢献を通し「地方創生」に寄与する！

短期大学に関する中教審等の動向

H17 中教審「将来像答申」

短期大学の課程はユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。

H24 中教審「質的転換答申」

社会構造の変化の中でその重要性が増し、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習拠点といった役割を果たしている短期大学士課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討すること。

短期大学の充実への流れ

第7期大学分科会の審議事項

1. 社会経済構造の変革を踏まえた大学改革の在り方
2. 求められる知識・技能の変化に対応した学修機会の充実
3. 大学の質保証の充実
4. 我が国の大学のグローバル化の促進
5. 大学のガバナンスの在り方
- 6. 短期大学の機能の充実**
7. 大学院教育の在り方
8. 法科大学院教育の改善

“知識基盤社会、成熟社会の中で、短期大学は高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしているが、地域や分野によっては多様な課題を抱えている。こうした中で、短期大学の機能の充実と振興方策について検討が必要。”

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要(1/2)

中央教育審議会短期大学ワーキンググループ(平成26年8月6日)

【我が国の短期大学の特長】

・学位が取得できる短期高等教育機関

→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること

・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関

→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること

・職業能力を育成する高等教育機関

→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること

・小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関

→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること

・アクセスしやすい身近な高等教育機関

→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること

・教育の質が保証された高等教育機関

→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

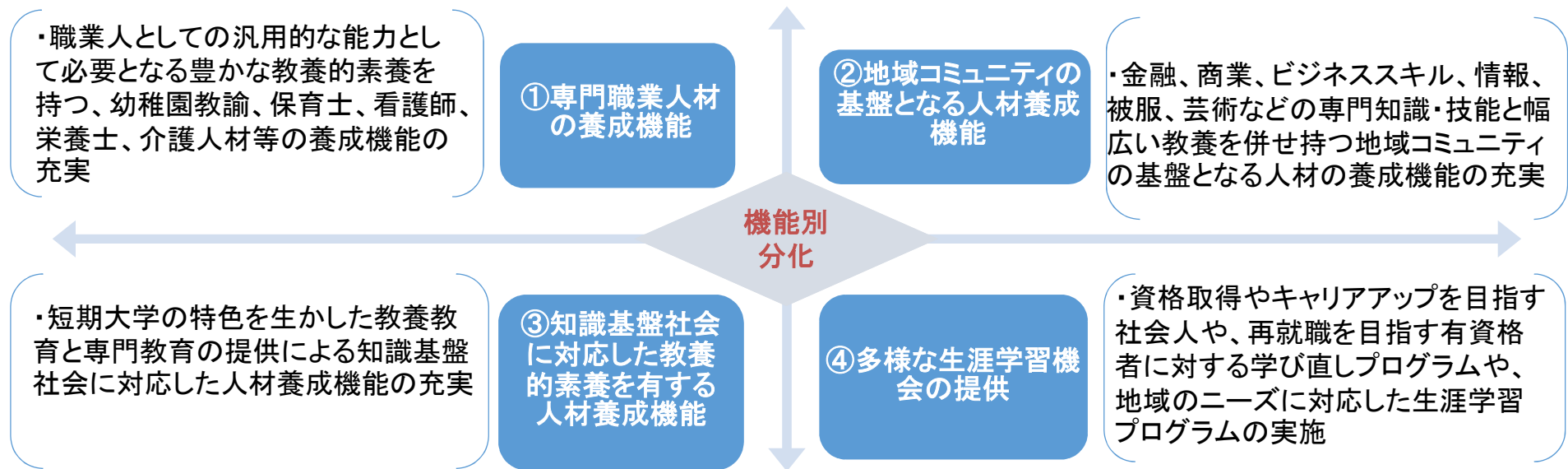
【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要(2/2)



必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

① 産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援

→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

② 地方創生のリード役となる短期大学の支援

→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

③ 大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

↓
**地方の創生
 女性の活躍
 高等教育の機会均等の確保**

実践的な職業教育を行う新たな教育機関の制度化への過程

教育再生実行会議における提言(関係部分抜粋)

教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」(第五次提言)(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii) 専修学校専門課程(専門学校)は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における職業教育を充実するとともに、**質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。**

(職業教育の充実、強化)

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、**実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。**これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、**高等教育における職業教育の体系を確立する。**具体化に当たっては、**社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を**勘案して検討する。

教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(第六次提言)(抄)

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域を担う人材の育成)

○ 地方創生のためには、地域と協働した新しい人材育成が求められている。このため、大学等は、地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進する。また、高等専門学校、専修学校、専門高校等は、地域のニーズに応じた学科構成の見直し、大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究の実施等により、地域産業を担う専門的職業人材の育成を推進する。さらに、専門高校等において、育成した人材が地元企業等から適切に評価され、地域での認識が高まるよう、資格や公的な職業能力の検定等も活用し、卒業生の職業能力を明らかにする取組を進める。

国は、これらの取組を支援、促進するとともに、第五次提言で述べた**実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。**

「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－（新たに講ずべき具体的施策）（抜粋）

⑫実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

産業構造の急速な変化に対応し、職業的専門性をいつでも身に付けられるようにするため、高等教育体系を多様化する観点から、**新たに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を制度化**する。

当該機関における教育プログラムは、職業実践の場において必要なスキルや知識を身に付け、その実践をもとに、学校で授業を受け、討議をすることを通じ、スキルや知識を体系化する「デュアル教育プログラム」を導入する等、職業実践能力を獲得するにふさわしいものとする。また、社会人が特定の知識やスキルを短期間に集中して効果的に学ぶことができる多様な教育プログラムの提供が可能な仕組みとするとともに、個々の教育プログラムが、産業構造の変革等に適切に対応できるよう、産業界と密に連携をしつつ、不断の検証・改善がなされるプロセスを組み込む。これらの教育プログラムを教える教員として、職業実践の知識や経験と効果的な教授方法を身に付けた実務家教員を積極的に登用するとともに、施設・設備については、実社会における変化に柔軟に対応可能であり、かつ、若年層・社会人を問わず質の高い実践的な職業教育を行う上で合理的なものとする。また、卒業時に与えられるサーティフィケートについては、「学士」等の学位に相当するものとする。あわせて、公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を確保することにより、専門学校からの転換はもとより、既存の大学からの転換も可能となるようにする。

これらを踏まえ、制度化に当たっては、関係省庁が連携して、個別業界のニーズに応じ、職業分野別団体、産業分野別団体等の産業界による教育水準の確保のための支援・協力体制の構築を図るとともに、**2019年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会で来年年央までに結論をまとめ、来年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。**

経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～（抜粋）

[3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興 (教育再生)

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進めるとともに、キャリアの見直しの機会等を提供しつつ、職業教育や社会人の学び直しを推進する。

教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について」(第五次提言：抜粋)

1. 高等教育の多様化の必要性

社会経済の変化に伴う人材需要に即応した、質の高い職業人養成の量的拡大が必要

- 産業構造・労働力市場等が変化する中、実践的知識・技術を学び続けることが不可欠。
- 企業における教育訓練の機会が減少。
- 質の高い専門職業人養成の量的拡大には、既存学校種の取組だけでは限界。(下記参照)

高等教育体系の多様化の必要性

- 世界の主要各国では、実践的又は特定の職業的な専門教育課程も大学体系に位置付け。
- 専門高校生の大学進学は平均2割程度で、そのニーズに合った進学機会の拡大が必要。
- 我が国の大学・短大進学率はかつて10%台だったのが56.7%に達し、卒業時には約7割の学生が就職。
- 大学・短大の段階での多様な若者の幅広いニーズに応えるため、我が国の高等教育の多様化が必要。

社会人の学び直し・地方創生(地域産業を担う専門職業人養成)への対応

- 社会人がより高度な知識や技術の習得を目指す、学び直しの機会を拡大する必要。
- 地方創生のため、地域産業を担う専門職業人を育成する高等教育機関が必要。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設し、高等教育を多様化

【現行制度のみによる将来に向けた対応の限界】

大学 制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。

短期大学 地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複線化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。

高等専門学校 中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、高等学校等の卒業者を大量に受け入れることが制度上想定しにくい。

専門学校 制度として職業等に必要能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に対応して多様な職業教育を展開し、実践的知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなっており、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。



短期大学は専門職業人を養成している
短期の修業年限では要望に対応できない？

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関と短期大学

新たな高等教育機関は(仮称)専門職業大学 H31年度開校予定

H28中教審特別部会

- 二年制・三年制の大学→短期大学士相当の学位を授与
- 四年制→学士相当の学位を授与
- 前期課程・後期課程を置くことができる(現行の大学にはない)

- 教員組織は4割の実務家教員
- 専門分野は問わない
- インターンシップ等を含めた企業等との連携
- 大学としてふさわしい教育設備

- 大学体系に位置づけ(経常費補助金の対象)



現行の短期大学に大きな影響

新たな高等教育機関制度化への対応策

短大は、「短期大学士」を授与する、2または3年の大学

短大の機能は

「専門職業人」「地域コミュニティの基盤人材」

「教養的素養を有する人材」の養成と

「生涯学習機会」の提供

(平成26年 短大WG審議まとめ)

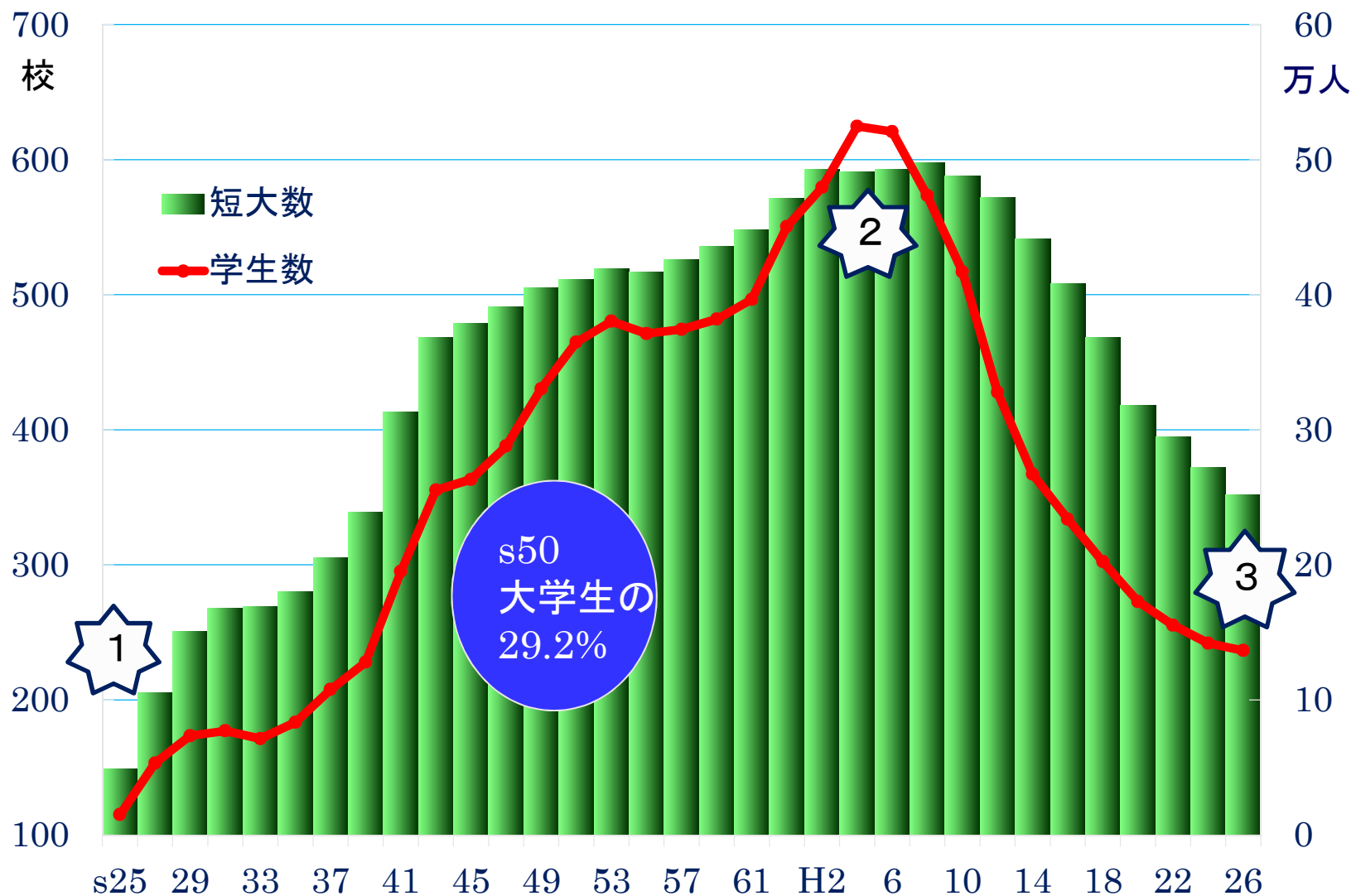
しかし

学生数は最盛期(平成5年)の4分の1に激減。

進学率も5.9%で、減少傾向は継続中(平成27年現在)

短期大学の課題(学生数)

短期大学数と学生数(国公立合計)

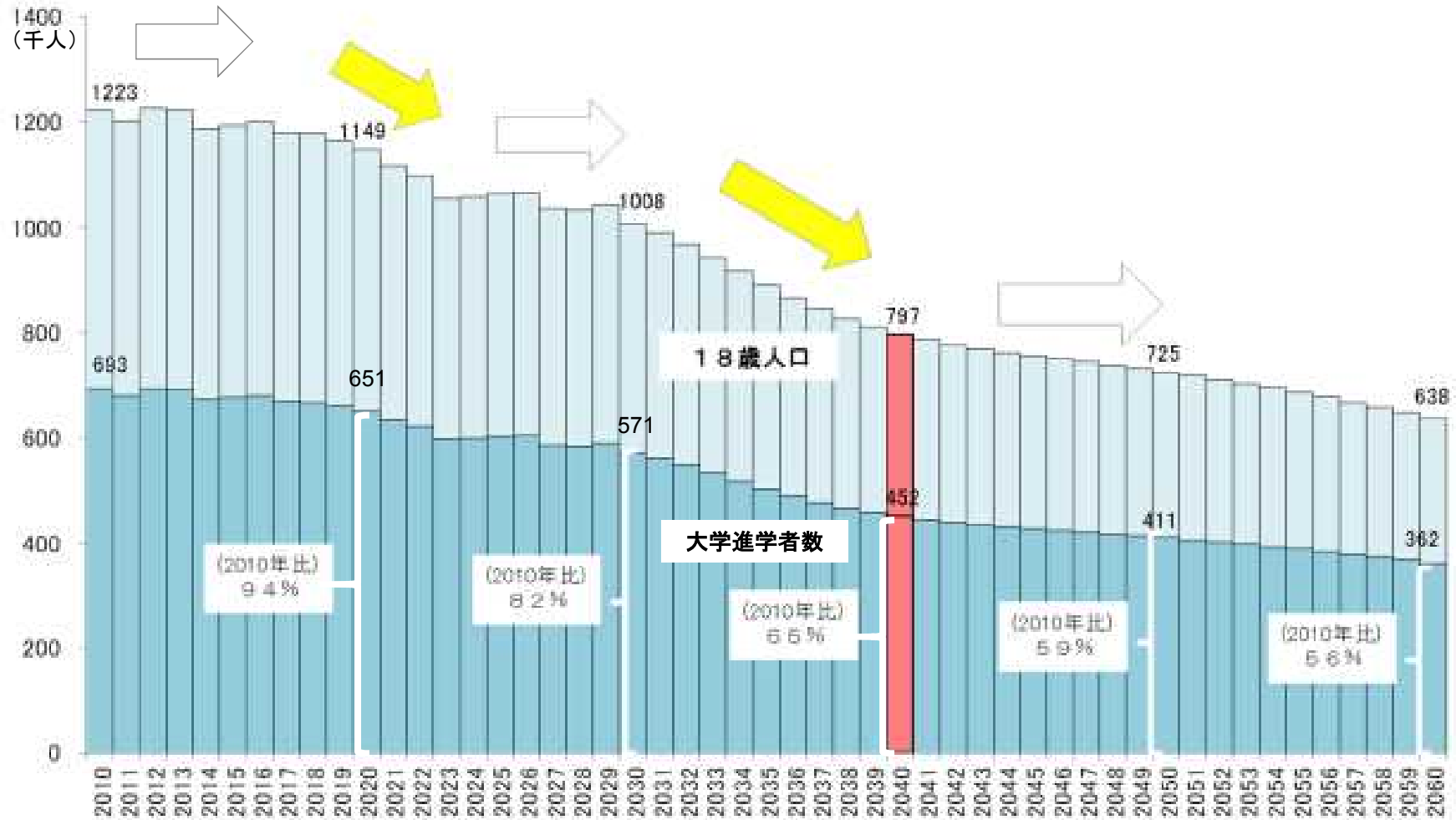


我が国が直面する課題、将来想定される状況

- 急激な少子高齢化の進行、人口減少
- 生産年齢人口減少、経済規模の縮小
- 財政状況の悪化
- グローバル化によるボーダレス化
- 新興国の台頭による国際競争の激化
- 地球規模で解決を要する問題の増加
- 地方の過疎化・都市の過密化の進行
- 社会的・経済的格差の拡大の懸念
- 産業構造、就業構造の変化
- 地域におけるケアサービス(医療・介護・保育等)の拡大

18歳人口と大学進学者数の将来推計

- 国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口』によると、
 - ・ 今後50年間で、18歳人口は**約半数に減少**(30年後の2040年には、約35%減少)。
 - ・ 大学進学率が平成23年度と変わらない(56.7%)と仮定した場合、30年後の2040年の大学進学者数は、**約45万人**に。

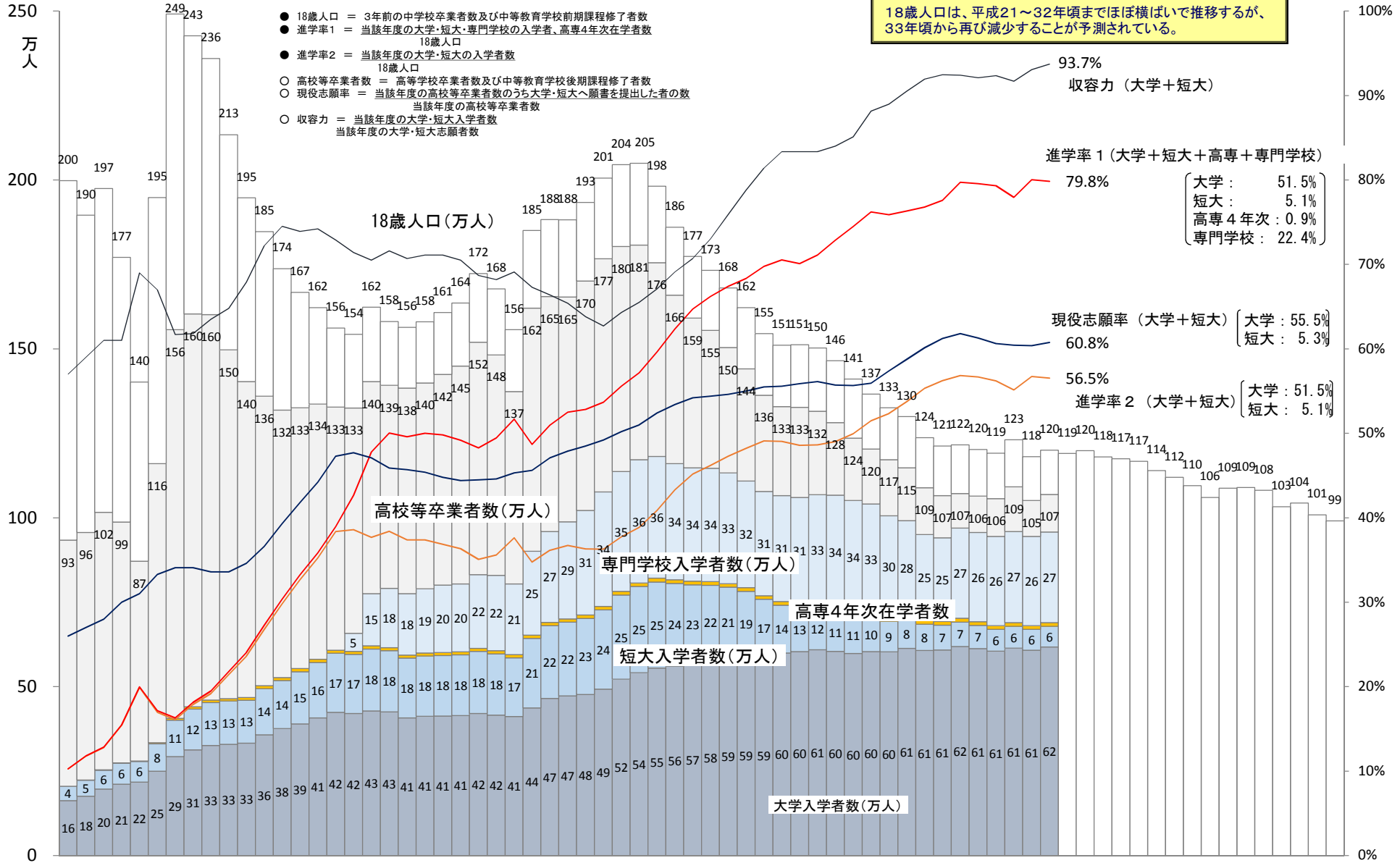


出展：国立社会保障・人口問題研究所
『日本の将来推計人口』

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。

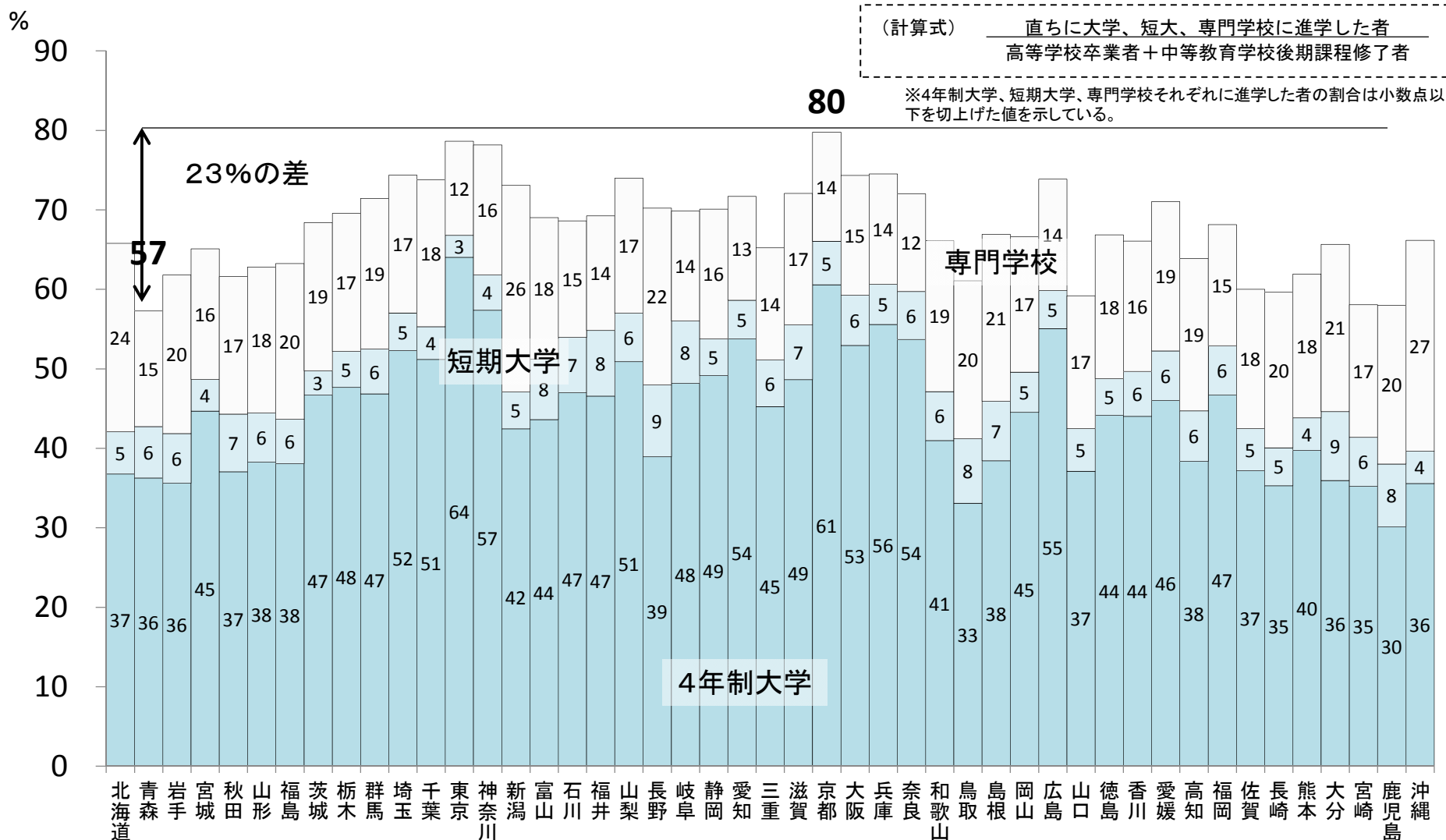
- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数 / 18歳人口
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数 / 18歳人口
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数 / 当該年度の高校等卒業生数
- 収容力 = 当該年度の大学・短大入学者数 / 当該年度の大学・短大志願者数



3536373839404142434445464748495051525354555657585960616263元 2 3 4 5 6 7 8 9 10111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243
 出典：文部科学省「学校基本統計」（平成27年度は速報値）、平成40年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」を基に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

○ 平成27年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都(80%)が最も高く、青森(57%)が最も低い。
京都と青森では23%の差。

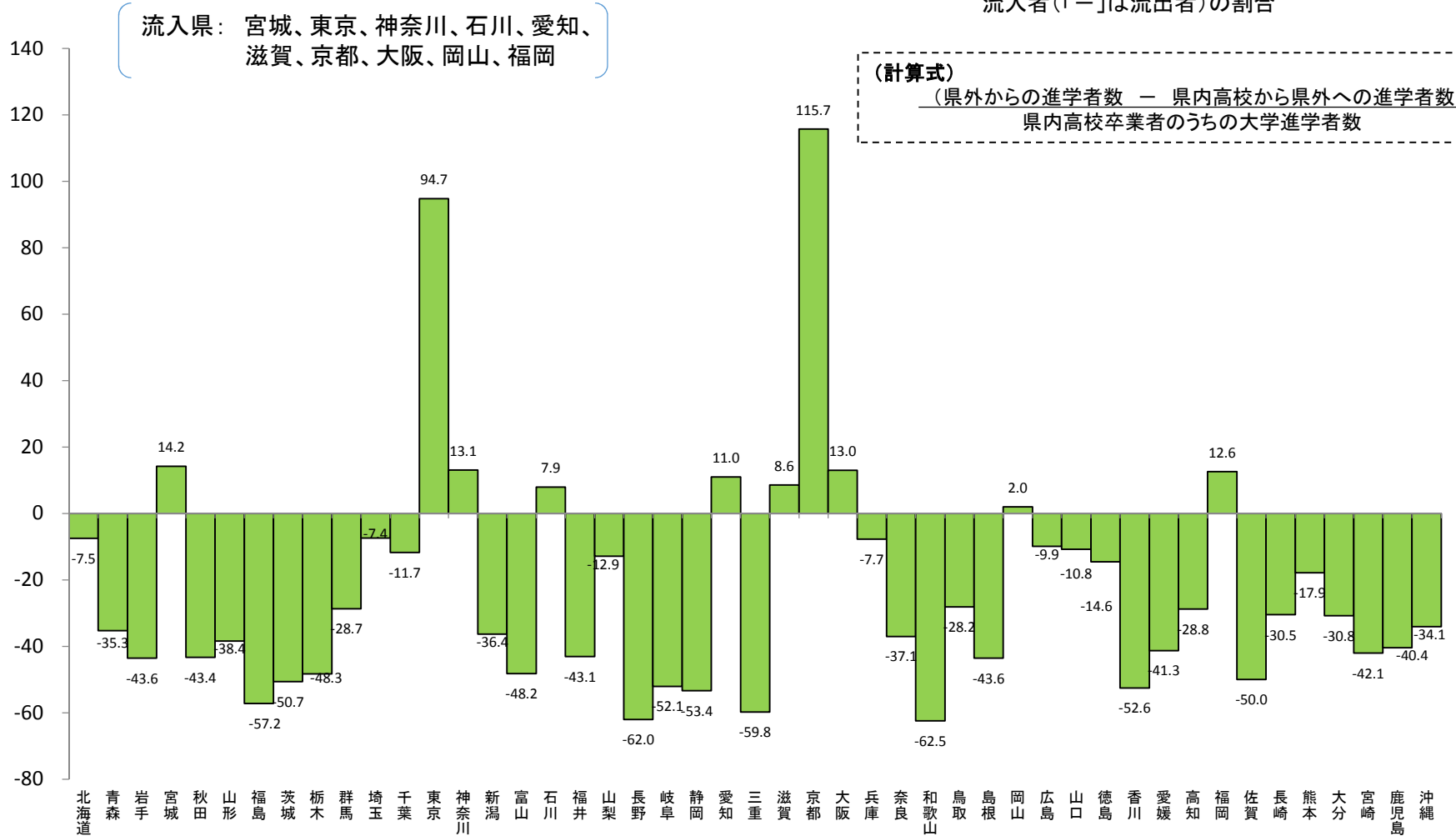


出典:文部科学省「平成27年度 学校基本統計」

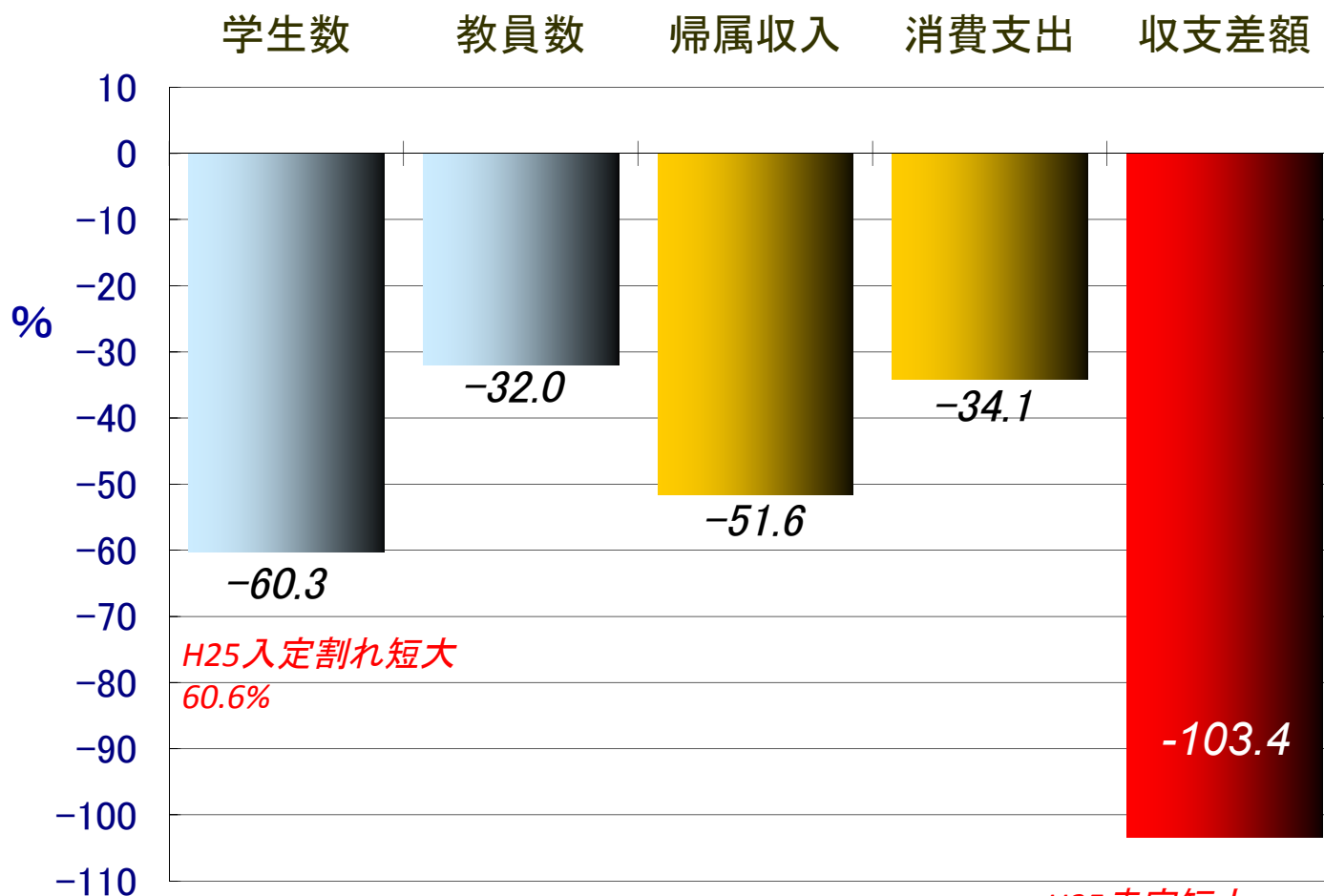
大学進学時の都道府県別流入・流出率

37の道県において、大学進学時に、県外からの流入を上回る者が県外に流出している。

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の
流入者(「-」は流出者)の割合



私立短期大学における平成6年と平成25年の比較



私学振興・共済事業団「今日の私学財政」各年度版より

H25赤字短大
50.4%

参考) 帰属収支差額のマイナス

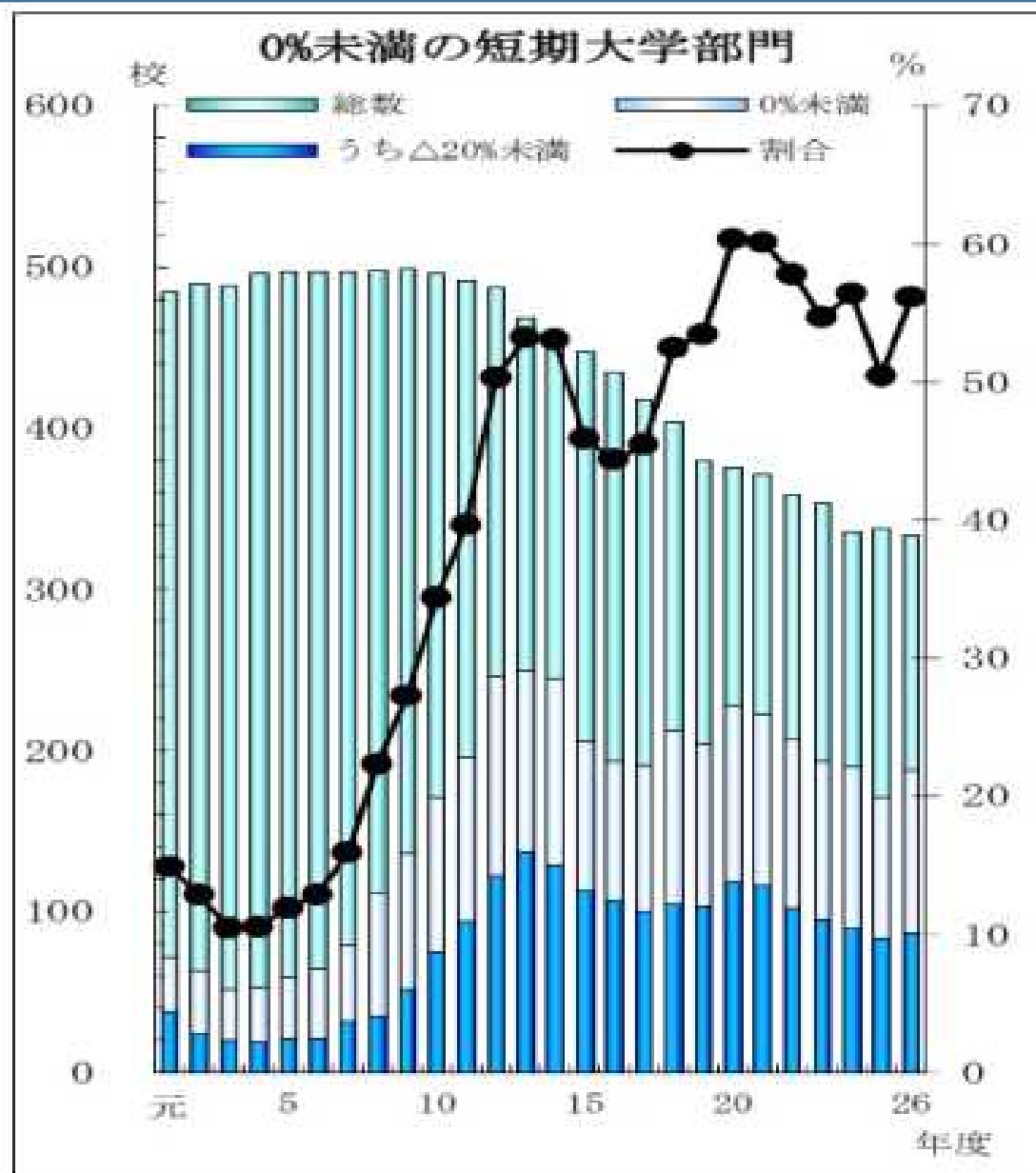
H6: 12.9%

H24: 56.4%

H25: 50.4%

H26: 56.2%

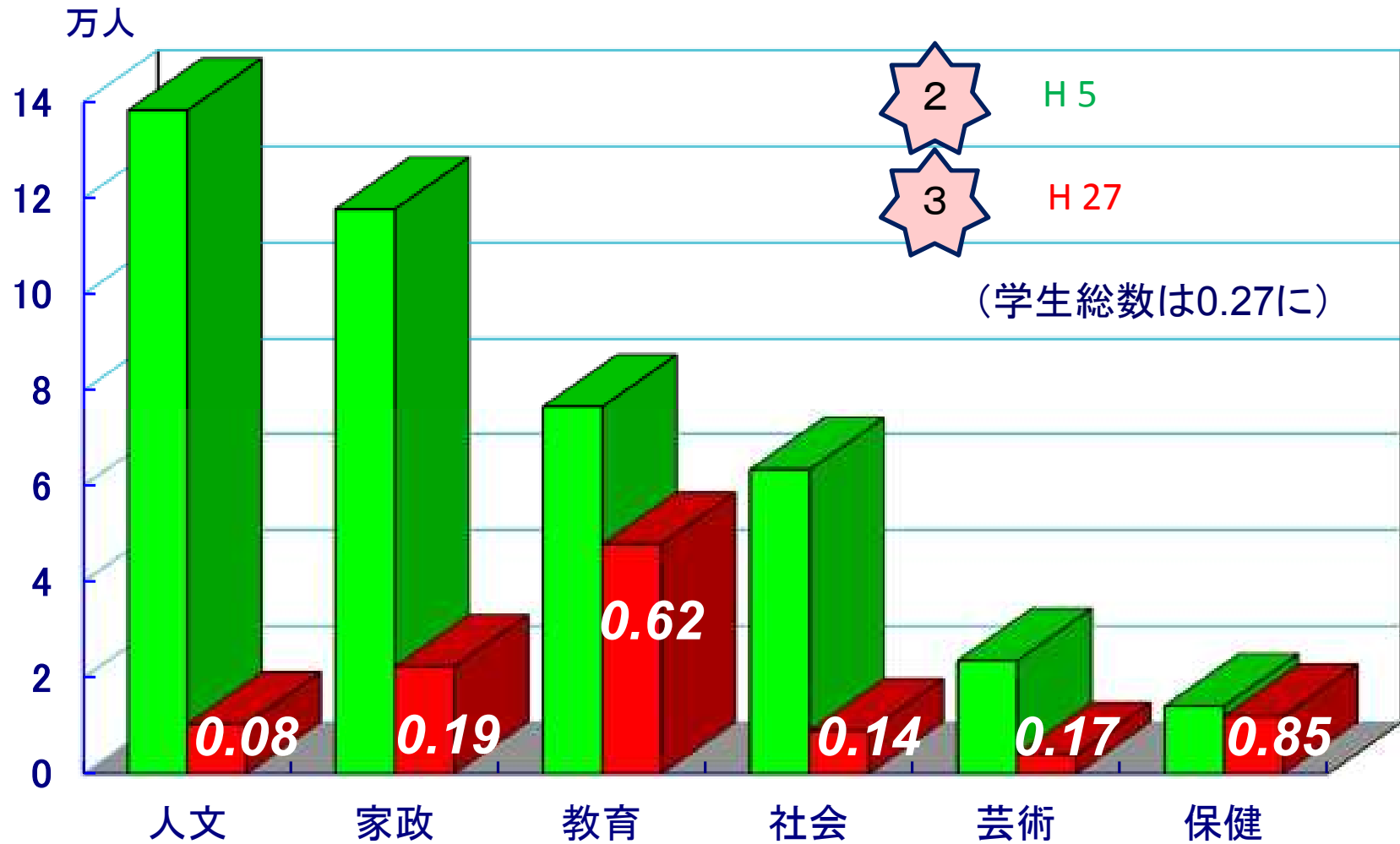
私立短期大学の帰属収支(0%未満)



「短期大学部門」の平成元年から平成26年までの帰属収支差額は厳しい状況が続いている

H27年度版
私学振興・共済事業団
「今日の私学財政」より

私立短大分野別学生数の変化(本科のみ)



短期大学の将来に向けて

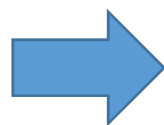
短期大学をめぐる環境変化

(課題をチャンスに変える)

改革の推進

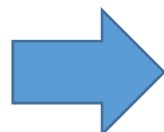
- 意欲の高い教職員の育成確保
- 密度の濃い教育の徹底
- 地元の自治体・産業界等との連携強化

地域に立地している短期大学は
学生確保に苦戦



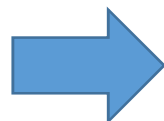
地方創生の中核としての期待
(地域に留まり地域で活躍する人を育てる)

女子学生が中心で規模が小さく、
男子学生を獲得することが難しい



女性活躍の視点から、地域で活躍する女子学生のエンパワメントへの期待
(密度の濃い教育を通じた生涯を通じた学びの習慣の確立)

短期大学よりも四年制大学のほうが、
就職や学生集めに有利



家計の厳しい世帯にとって、進学機会としての短大の存在意義

一旦社会に出た人材の再教育の場としての期待

(小回りの効く短大による受皿整備)

私立短期大学の助成に関して

- 私立短期大学315校中
 - ・四大併設は209校
 - ・プロパーは106校
- 大規模校以外の経常費補助金は収容定員の0.5~1.3、設置基準上の入学定員は50名, 100名単位であり0.5未満の定員割れをおこしやすい補助金は重要な教育研究のための財源であるので小規模校にも特段の配慮をお願いしたい
- 18才人口減少期に地方の小規模大学等の定員割れをおこしにくくするための大規模大学の定員上限を下げる政策も、最近の駆け込み定員増により逆効果になっているのではと思われる
- 経営支援のための補助金制度を手厚くして小規模・地方の大学等によりいっそうの財政支援をお願いしたい
(もちろん健全な管理運営体質のチェックが必要)

明日の短期大学の発展のために

○短期大学関係者へ

- 1) 過去との決別、現実への対峙
- 2) 短期大学士はいかなる学位か
- 3) 免許・資格等教育の長期化に対して
- 4) キャリア教育・職業教育の重点化
- 5) 魅力ある接続教育を
- 6) 「生涯学習拠点」としての短期大学

○行政へ

- 1) 全ての国民に高等教育の機会を
- 2) 地方の高等教育の灯を消してはいけない
- 3) 「生涯学習拠点」の制度化
- 4) 小規模化への適切な配慮を

○新たな高等教育機関ができるに当たり

- 1) 短期大学の名称を含む法的位置づけの見直しを
- 2) 短期大学に後期課程を置くこともできる制度へ
- 3) 大学・短期大学・(仮称)専門職業大学・専門学校のあり方